



茨木市 保育施設における

医療的ケアガイドライン



令和5年2月作成

茨木市

保育幼稚園総務課

茨木市保育施設における 医療的ケアガイドライン

目次

はじめに.....	1
1. 保育施設で行う医療的ケア.....	2
(1) 医療的ケアとは.....	2
(2) 医療的ケアの内容.....	2
(3) 医療的ケアの実施可能時間.....	2
(4) 医療的ケア児の受け入れ可能要件.....	2
(5) 医療的ケアの実施者.....	3
2. 医療的ケア児の入所・入園実施までの手続き.....	3
(1) 入所・入園前相談.....	3
(2) 施設利用申し込み及び、医療的ケア実施申し込み・問診.....	3
(3) 体験保育・体験入園の実施.....	3
(4) 医療的ケア検討会議.....	4
(5) 医療的ケア実施等の決定.....	4
(6) 入所・入園前面談.....	4
(7) 同行受診.....	4
3. 医療的ケア実施に関する役割.....	5
(1) 保護者.....	5
(2) 主治医.....	5
(3) 囑託医.....	5
(4) 保育幼稚園総務課.....	5
4. 医療的ケア・継続、追加・変更手続き.....	6
5. 医療的ケアを必要とする児童の保育・教育.....	6
(1) 短時間保育・教育.....	6
(2) 食事.....	6
(3) 保育活動について.....	6
(4) 研修.....	7
6. 児童の健康状態の的確な把握.....	7
体調管理と利用中止.....	7
7. 緊急時及び災害時の対応について.....	7
(1) 緊急時.....	7
(2) 災害時.....	7

8. リスクマネジメント	8
(1) 事故発生時.....	8
(2) 安全に配慮した保育・教育等.....	8
(3) 感染症対策.....	8
9. 資料	8
医療的ケア実施に必要な書類一覧.....	9
保育施設利用申込み・医療的ケア実施の流れ.....	10

はじめに

茨木市の保育施設では、子どもの豊かな感性と創造力を養うことができる環境に配慮するとともに、一人ひとりの人格が尊重される集団づくりを通して、「個」を尊重した保育・教育を展開できるよう努めてきました。

一方、医療技術が進歩するとともに日常生活を営むために医療的なケアが必要な子ども(以下「医療的ケア児」という。)が年々増加しています。また、医療的ケア児の保育・教育ニーズも高まっています。

児童福祉法においては、すべての子育て家庭への支援と子どもの育ちの保障がうたわれており、医療的ケア児への支援についても役割を果たしていくことが求められています。

本ガイドラインは、医療的ケア児の受け入れを行うにあたり、医療や療育の現場ではない保育施設で安全で安心な医療的ケアと医療的ケア児の保育・教育が実施されるために必要となる基本的な事項や留意事項等をまとめたものです。

茨木市の保育施設では、医療的ケア児と周りの子どもたちが共に育つ場、「共育ち」の場としてすべての子どもたちの健やかな成長のため、本ガイドラインを活用していきます。

1. 保育施設で行う医療的ケア

(1) 医療的ケアとは

医療的ケアは、治療を目的としたものではなく、日常生活を営むために主治医の指導のもと保護者が在宅等で日常的に行われている医療的な行為のことです。

(2) 医療的ケアの内容

保育施設において看護師が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医の意見があり、施設及び、医療的ケア検討会議が認めた児童で、医療的ケアを行う担当看護師（以下担当看護師）が主治医から指示や指導を受けた範囲で医療的ケアを実施します。安全確保のために保育士・教諭等の職員も保育・教育中の児童の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助等を担当看護師と協力しながら進めていきます。

保育施設が実施する 医療的ケアの内容	
摂食機能障害	経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）
呼吸機能障害	吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）
	酸素療法
	吸入（薬剤調合が必要な場合）
排泄機能障害	導尿
	人工肛門の管理（ストマパウチ貼替）
内分泌代謝障害	血糖値測定・インスリン注射

※その他の医療的ケアの内容については、医療的ケア検討会議にて検討します。

(3) 医療的ケアの実施可能時間

- ・ 実施日：原則 月～金曜日（土日祝日除く施設が医療的ケアを提供可能な日）
 - ・ 実施時間：原則、8時間以内とし、かつ担当看護師のいる時間とします。時間帯は、保護者と協議の上、各保育施設で決定します。
- *実施日、実施時間については各施設の定めによります。

(4) 医療的ケア児の受け入れ可能要件

- * 入所申請時及び入所時に、下記の条件を全て満たすもの
- ・ 退院後数か月が経ち、在宅において、病状や健康状態が安定していること
- ・ 家庭での医療的ケアが日常生活の一部として保護者及び医療的ケア児に定着していること
- ・ 主治医から感染症や病状だけでなく、保育の面からも集団保育が可能と認められていること
- ・ 医療的ケア検討会議において、安全に児童を預かることができると判断されていること
- ・ 茨木市在住であること

(5) 医療的ケアの実施者

保育施設における医療的ケアは担当看護師が実施します。

2. 医療的ケア児の入所・入園実施までの手続き

医療的ケア児の保護者が、保育施設を利用する場合、通常の保育施設の利用手続きに加え、障害の種類や程度、医療的ケアの内容を、保育施設や市と共有するための手続きが必要です。

一定の手順を経て関係者が医療的ケアの内容を共有し、確認しあいながら手続きを進めていきます。

(1) 入所・入園前相談

保育施設利用申込み等に関して、随時相談を受け付けています。

- ・ 保育施設等における医療的ケアを受ける場合の申込み方法や手続き、留意点、保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明します。
- ・ 医療的ケアを受ける保育施設の申請に必要な書類について説明します。
- ・ 保護者から集団保育にあたっての児童の病状や配慮事項等を確認します。
- ・ 保護者は、相談時に得た情報をもとに、保育施設の利用を検討します。
- ・ 保護者は、入所・入園を希望する保育施設の訪問や見学に行きます。

*「医療的ケアを必要とする児童のための相談会」: 毎年7、8、9月開催。予約制、医師同席。

(2) 施設利用申し込み及び、医療的ケア実施申し込み・問診

- ・ 利用申し込みは、なるべく早く行ってください。(受け入れ準備に時間を要するため)
- ・ 保護者は、医療的ケア実施利用申込みの前に、主治医に医療的ケア児の集団保育が可能かどうかを相談し、主治医より集団保育が可能との意見があれば、「医療的ケア主治医意見書」の作成を依頼します。
- ・ 保護者は、利用しようとする保育施設の申込期間内に市又は保育施設に必要な書類をそろえて施設利用申し込み及び医療的ケア実施申込みを行います。
- ・ 保護者は市で(保育施設利用を希望する数か月前までに)看護師の面談と問診を受けます(面談の際、児童の同席必須)。その際、保護者から生活の状況、具体的な健康状態や医療的ケアの内容、保育施設の利用希望等に関する聞き取りを行います。
- ・ 「同意書」等で保育施設での医療的ケア実施利用にあたっての基本的な事項を伝え、理解を求めます。

(3) 体験保育・体験入園の実施

体験保育・体験入園(以下「体験保育等」という。)は、4月に入所・入園希望する児童で、10月までに入所・入園前相談又は、施設利用申し込み及び医療的ケア実施申込みをされた方について実施します。

体験保育等ができる場合、希望する保育施設又は、体験保育受け入れ可能な保育施設の1か所において、児童・保護者が参加し、午前半日の体験保育等を実施します。その中で保護者は、当該児童の様子や保育施設の様子を確認します。

(4) 医療的ケア検討会議

- ・ 医療的ケア検討会議は、関係職員及び有識者（医師）で構成します。
- ・ 市は医療的ケア検討会議を開催し、保育施設利用申し込みのあった医療的ケア児の受け入れ可否等について、「医療的ケア主治医意見書」「医療的ケア実施申込書」「調査票」等、提出された書類、面接と体験保育、発達検査結果、有識者（医師）の意見等をもとに児童の状態、集団生活への対応、施設の環境等を総合的に検討します。
- ・ 医療的ケア検討会議で、医療的ケアの内容が保育施設で対応可能な範囲であると判断できれば、医療的ケア実施体制を整備するための事項を検討します。

(5) 医療的ケア実施等の決定

- ・ 保育施設での医療的ケアの実施の決定は、医療的ケア検討会議での意見を参考に市が判断します。
※この決定は、該当年度内のみ有効です。次年度については、P6「4. 医療的ケア・継続、追加・変更手続き」を参照。
※施設側の状況により、入所・入園が待機になることや、場合によっては受け入れができないこともあります。
- ・ 医療的ケア検討会議の結果、市は、「医療的ケア承認（不承認）通知書」を保護者に送付します。

★医療的ケア実施が決定した場合

- ・ 保育施設利用決定かつ医療的ケア実施承認の場合、入所・入園の連絡を受けた保育施設は、保護者に連絡し、面談の日程を調整します。
- ・ 保育施設利用決定かつ医療的ケア実施承認の連絡を受けた保護者は、主治医に受け入れ保育施設の担当看護師への、「医療的ケア主治医指示書」作成依頼と保育施設職員との同行受診の日程を調整します。
- ・ 保護者は、保育施設に同行受診の日程を知らせます。

(6) 入所・入園前面談

医療的ケア児・保護者・施設長・担当看護師及び担当保育士等で面談を行います。

保護者は書類を施設長に提出し、施設での医療的ケアの実施について施設側と保護者とで確認をします。施設側は医療的ケア児の健康状態や医療的ケアの内容について聞き取りを行い、具体的に提供可能な医療的ケアの手順を確認します。

(7) 同行受診

保育施設利用に際して、施設長及び担当看護師は、保護者とともに主治医から児童の健康状態等について説明を受け、認識を共有します。また、担当看護師等は、主治医より医療的ケアについての具体的な指示や指導を受けます。

3. 医療的ケア実施に関する役割

(1) 保護者

- ・ 送迎は保護者が行います。
- ・ 登所・登園前に検温等健康観察を必ず行い、児童の体調を確認します
- ・ 家庭生活での健康状態について、少しでも通常の様子と異なる場合は、必ず施設の職員に知らせます。
- ・ 体調が悪い時は、その日の利用を中止し、受診や家庭保育を行います。
- ・ 保育施設からの連絡が常に取りれるようにします。
- ・ 定期的に医療機関へ受診し、その結果を保育施設に知らせます。また、家庭における医療的ケアの実施状況や児童の様子についても、保育施設に伝えます。
- ・ 医療的ケアの実施に必要な医療機器・医療用具・消耗品等の準備並びに点検及び整備・消毒等を行い毎日持参します。
- ・ 医療的ケアの内容に大幅な変更・追加があった場合や年度が変わる際には、改めて必要な書類の提出をします。
主治医による文書作成料、医療的ケア実施に関する個別指導に関わる費用、受診料、必要な機材・消耗品にかかる費用等の経費を負担します。
- ・ 緊急時の対応について、施設と確認します。また、緊急の迎えの手段を確保するようにします。
- ・ 担当看護師が保育施設の不在の時の対応について保育施設と協議します。(例えば、迎えを依頼する他、場合によっては保護者が医療的ケアを実施する等)
- ・ 課題があれば、保育施設と協議し、協働していきます。

(2) 主治医

- ・ 医療的ケア児が、保育施設での集団生活が可能であるか意見を出します。
- ・ 保育施設から、入所・入園している医療的ケア児の健康状態の確認等があれば、適宜指示・指導・助言を行います。
- ・ 医療的ケア実施に向け、入所・入園時に児童の医療的ケアの内容や手技について保育施設の担当看護師に具体的な指示や指導をします。

(3) 囑託医

囑託医は、児童の健康状態の把握と、保育施設に対して健康管理についての指導を行うこととなっています。医療的ケア児の場合、児童の状況によっては主治医または専門医が対応するほうが望ましい場合も考えられますので、保育施設で行う医療的ケア児に対する医療的ケアについては、主治医の指示をもとに、施設として判断します。

(4) 保育幼稚園総務課

医療的ケアの実施にあたり保育施設からの相談を受けます。事故発生時等においても、報告を受け、施設と連携し対応を検討していきます。

4. 医療的ケア・継続、追加・変更手続き

医療的ケアの書類については、1年間有効のため、毎年11月初めまでに保護者は次年度の継続のための「医療的ケア継続届出書」「医療的ケア主治医指示書」を提出します。

医療的ケアの内容に変更・追加があった場合は、保護者は「医療的ケア変更・追加指示書」を提出します。

変更や追加の申請、継続申請があった場合は、改めて医療的ケア検討会議を行い、実施の可否や施設の環境等を検討します。ただし、軽微な変更又は、追加の場合、再検討はしません。

5. 医療的ケアを必要とする児童の保育・教育

(1) 短時間保育・教育

① 新規入所・入園時

児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、入所・入園初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登所・登園し、保育・教育に参加します。(概ね2週間程度の慣らし期間。医療的ケア児及び、施設の受け入れ習熟までに期間を要する場合は延長することもあります。*施設によっては1か月必要なところもあります。)

② 医療的ケアの追加・変更時や長期欠席後等

医療的ケアの追加や変更時や長期欠席後等においては、医療的ケアを安全に実施するために、新たな医療的ケアや配慮事項等の確認が必要となり、この際も前述の内容と同様に一定期間保護者付き添いのもと登所・登園し、保育・教育に参加をお願いすることがあります。

※期間及び保育・教育時間については、保育施設と相談のうえ、決定します。児童の様子や状態によっては、この間の期間が延長、または保育・教育時間が短縮される場合もあります。

(2) 食事

食事については入所・入園前に施設と相談をします。

(3) 保育活動について

- ・ 保護者は、事前に保育施設の活動の可否と、配慮事項を主治医に確認します。
- ・ 行事ごとに安全面に配慮した参加方法を保護者と十分に確認します。
- ・ 施設長、担任、担当看護師で調整し、児童の状況に応じた体制や配慮を検討します。
活動内容によって、施設の体制が困難な場合や、活動場所によって、医療的ケアの実施が困難と判断された場合は、参加等を含め、施設長、担任、担当看護師で協議を行い、保護者と検討し、調整します。状況により、場合によっては、必要に応じて保護者に同行及び送迎を要請します。緊急時対応が必要となる場合の対応策について、施設長、担任、担当看護師、保護者、主治医で共通理解をします。
- ・ 保護者は、保育施設の必要に応じて物品等の準備をします。
- ・ 保護者は、前日から当日の児童の体調や健康状態を把握し、担任や担当看護師に伝えます。
- ・ 施設長、担任、担当看護師は、総合的に体調を観察し、安全に実施できるか判断します。

(4) 研修

- ・ 医療的ケア児を受け入れるにあたり、医療的ケアについて適宜職員研修等を受けることに努めます。

6. 児童の健康状態の的確な把握

医療的ケア児は健常児と比べ状態が急変しやすいため、日々の健康観察が重要となります。適宜健康観察を行い、健康状態の把握を行います。

体調管理と利用中止

○受け入れできない場合

- ・ 登所・登園前に医療的ケア児の体調が悪いとき
- ・ 保育施設において、受け入れ時の健康観察で、児童を預かることができないと施設長等が判断した場合
- ・ 保育体制が整わない場合（例えば、保育施設において担当看護師が不在となる場合等）
- ・ その他、施設長等が児童を預かることができないと判断した場合

○早急にお迎えを依頼する場合

- ・ 児童の体調不良時（発熱、下痢、嘔吐、チアノーゼ、けいれん発作等）
- ・ 気管カニューレ、経管栄養等、チューブ類の事故抜去において必要な場合
- ・ 担当看護師又は医療的ケア担当者が保育施設から不在となる場合
- ・ その他、保育施設から迎えの連絡があった場合

7. 緊急時及び災害時の対応について

保育施設は、事前に管轄である消防署に、医療的ケア児について情報を共有する等、連携をとります。職員の動きや必要物品を把握し、緊急時及び災害時には、保育施設の対応フロー図に準じて対応します。

(1) 緊急時

児童の状態が急変し、緊急事態と保育施設が判断した場合は、緊急時の搬送先に搬送し、同時に児童の保護者に連絡をします。搬送時の付き添いは、担当看護師または状況を把握している職員が付き添うように努めます。保護者は、早急に搬送先に行きます。

施設は、主治医に緊急時の対応を確認しておきます。

(2) 災害時

災害時の避難場所の確認や医療的ケアに必要な物品及び食品等（機械や機器も含む）の維持ができない時の対応を個々に応じて保護者と確認をします。

災害発生時には速やかに保護者へ連絡を入れ、児童の状況と避難先を伝え、迎えに来られる時間の確認をします。その時間まで必要な物品が十分にあるかを確認し、不足した場合の対応についても確認しておきます。

8. リスクマネジメント

医療的ケア児のリスクの把握、分析、対応、評価を適宜行います。

(1) 事故発生時

- ・「医療的ケアに係る事故報告書」を作成し対応を検討します。
- ・事故防止については各保育施設で定める「事故防止マニュアル」に準じた対応を行います。

(2) 安全に配慮した保育・教育等

- ・家庭で実施していないことは、保育施設ではできません。まずは、家庭で実施した後、安全確認ができたうえで、保育施設において実施可能となります。
例：医療的ケアの手技が追加になった場合や食事形態に変更があった場合
- ・主治医の指示書にない医療的ケアは、実施できません。

(3) 感染症対策

- ・保育・教育の場では、感染症にかかるリスクが高くなります。保育施設に通う在籍児童がどの程度感染した場合に情報提供するかを、入所・入園時に、医療的ケア児の保護者に確認します。医療的ケア児の保護者は、その情報をもとに施設利用の判断をします。
- ・「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改定版)」(厚生労働省)「学校保健安全法」(平成27.6.23法律第46号)を基に感染防止策を行います。

9. 資料

資料1 医療的ケア実施に必要な書類一覧

資料2 保育施設利用申込み・医療的ケア実施の流れ

【資料1】

医療的ケア実施に必要な書類一覧

保護者関係

<申込時>

医療的ケア実施申込書	保護者記入
調査票	保護者記入
生活状況表	保護者記入
医療的ケア主治医意見書	主治医記入
意見聴取に係る同意書	保護者記入
療育手帳・身体障害者手帳	

<医療的ケア実施開始時>

主治医指示書	主治医記入
医療的ケアの実施に係る同意書	保護者記入

【資料2】

保育施設利用申込み・医療的ケア実施の流れ

月	9月以降の流れ	
	1号認定（公立のみ）	2・3号認定
9月	① 入園申込書交付（9月1日～10月上旬） 入園希望の園を見学する	① 入所・入園希望の保育施設を見学する
10月	② 入園申込書受付（10月上旬） ③ 入園予定者内定・願書交付（10月中旬） ④ 預かり保育定期利用申し込み受付（希望者）（10月中旬～） ⑤ 医療的ケア申請必要書類を入手（保育幼稚園総務課及び各園にて配布） ⑥ 10月～11月下旬までに医療的ケアに係る問診を受ける （ア）問診日には、子どもと一緒に面談 （イ）医療的ケアに係る書類をそろえて提出 （ウ）医療的ケア実施申請書・意見書提出	② 施設利用申込書交付 ③ 医療的ケア申請必要書類を入手（保育幼稚園総務課及び各保育施設にて配布） ④ 10月～11月下旬までに医療的ケアに係る問診を受ける （ア）問診日には、子どもと一緒に面談 （イ）医療的ケアに係る書類をそろえて提出 （ウ）医療的ケア実施申請書・意見書提出 ⑤ 一日体験入所（9月までに相談に来たことのある子どものみ）（10月下旬～11月上旬）
11月	⑦ 一日体験入園 ⑧ 医療的ケア入園必要不備書類最終提出（下旬まで）	⑥ 入所・入園申込書受付（申請） ⑦ 医療的ケア入所・入園必要不備書類最終提出（下旬まで）
12月	⑨ 【医療的ケア検討会議（園での医療的ケア実施可否・実施可の場合、加配の有無等について）】	⑧ 【医療的ケア検討会議（保育施設での医療的ケア実施可否・実施可の場合、加配の有無等について）】
1月		⑨ 【（保育施設利用調整）保育幼稚園事業課から連絡がある可能性あり】
2月	⑩ 【「入園許可書」「健康診断・用品等申込案内」を自宅に送付（月上旬）】 【医療的ケア実施可否決定通知書送付】 ～医療的ケア実施が可能との通知があれば～ ・医療機関に医師指示書を記載してもらう手続きをしておく ・医療機関に、入園が決定した園の担当看護師と同行受診することを医師に伝えておく ⑪ 預かり保育、定期利用者決定 ⑫ 健康診断・用品申込日（2月中旬～） ⑬ 用品販売・園生活説明会（～3月） ⑭ 決定園での面談 医療的ケアの入園時必要書類提出 ⑮ 入園決定先の園の担当看護師と同行受診（入園までの間で）⑭と前後することがある	⑩ 【保育所等利用調整結果通知書が送付される】 【医療的ケア実施可否決定通知書送付】 ～医療的ケアが実施可能との通知があれば～ ・医療機関に医師指示書を記載してもらう手続きをしておく ・医療機関に入所・入園が決定した保育施設の担当看護師と同行受診することを医師に伝えておく ⑪ 【入所・入園にあたって、ご記入いただく「書類・健康の記録・用品申し込み案内等」を自宅に送付】 ⑫ 決定保育施設での面談（～3月） 医療的ケアの入所・入園時必要書類提出 ⑬ 決定保育施設の担当看護師と同行受診（入所・入園までの間で）⑫と前後することがある
3月	⑯ 保護者：入園に必要な物品等の準備 ⑰ 主治医に職員向け研修の実施依頼を打診	⑭ 保護者：入所・入園に必要な物品等の準備。 ⑮ 主治医に職員向け研修の実施依頼を打診
4月	入所・入園式 保護者は保育施設に子どもと一緒にしばらく登所・登園してもらい、職員に医療的ケア等の指導の期間を持つ（保育施設との調整にて期間を決める） 入所・入園時必要不備書類提出	

※入所・入園が許可されても医療的ケア検討会議での結果、保育施設での医療的ケアの実施が難しいと判断された場合（体調が安定しない場合や退院後家庭での安定した生活が送れていない場合等）は、待機いただくこととなります。

※医療的ケア検討会議は、児童の認定区分にかかわらず検討内容等については同じです。

【入所・入園申請からの流れ】

- ・入所・入園、医療的ケアの詳しい流れについては、お問い合わせください。
- ・不明な点がありましたら、保育幼稚園総務課まで、お問い合わせください。

電話 072-655-2753（直通）